【重点課題１－１－３（医療の機能分化等／効率的な入院医療等の評価）－②】

回復期リハビリテーション病棟の評価の見直し

骨子【重点課題１－１－３－(2)】

第１　基本的な考え方

回復期リハビリテーション病棟について、患者の早期の機能回復、早期退院を一層推進する観点から、より充実したリハビリテーションの提供体制を評価する。

第２　具体的な内容

１．回復期リハビリテーション病棟入院料１を算定する病棟において、専従医師及び専従社会福祉士を配置した場合の評価を新設する。

回復期リハビリテーション病棟入院料１

(新)　体制強化加算　200点（１日につき）

[施設基準]

当該病棟にリハビリテーション医療に関する３年以上の経験及びリハビリテーション医療に係る研修を修了した専従の常勤医師１名以上及び退院調整に関する３年以上の経験を有する専従の常勤社会福祉士１名以上が配置されていること。

２．回復期リハビリテーション病棟入院料１の休日リハビリテーション提供体制加算について、当該要件を回復期リハビリテーション病棟入院料１の算定要件として包括して評価する。

現　行	改定案
【回復期リハビリテーション病棟入院料１】（１日につき） １　回復期リハビリテーション病棟入院料１　1,911点	【回復期リハビリテーション病棟入院料１】（１日につき） １　回復期リハビリテーション病棟入院料１　1,971点(改)

［施設基準］ （新設）	［施設基準］ 休日を含め、週７日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。

［経過措置］

平成 26 年３月 31 日に回復期リハビリテーション病棟入院料１の届出を行っている病棟であって、休日リハビリテーション提供体制加算の届出を行っていない医療機関については、平成 26 年９月 30 日までの間は上記の基準を満たしているものとする。

３．回復期リハビリテーション病棟入院料 1における重症度・看護必要度の項目等の見直しを行う。

現　行	改定案
【回復期リハビリテーション病棟入院料】（１日につき） １　回復期リハビリテーション病棟入院料　1 ［施設基準］ 当該病棟へ入院する患者全体に占める看護必要度評価票Ａ項目の得点が１点以上の患者の割合が１割５分以上であること。	【回復期リハビリテーション病棟入院料】（１日につき） １　回復期リハビリテーション病棟入院料　1 ［施設基準］ 当該病棟へ入院する患者全体に占める一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ａ項目の得点が１点以上の患者の割合が１割以上であること。

［経過措置］

平成 26 年３月 31 日に回復期リハビリテーション病棟入院料１の届出を行っている病棟については、平成 26 年９月 30 日までの間、上記の基準を満たしているものとする。

４．患者に適したリハビリテーションを実施するため、患者の自宅等を訪問し、退院後の住環境等を評価した上で、リハビリテーション総合実施計画を作成した場合の評価を新設する。

（新）　リハビリテーション総合計画評価料

入院時訪問指導加算　　150 点（入院中１回）

［算定要件］

① 入院前７日以内又は入院後７日以内の訪問に限る。

② 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者に対して、医師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の少なくとも１名以上が、必要に応じて社会福祉士等と協力して、退院後生活する自宅等を訪問し、退院後生活する住環境等の情報収集及び評価を行った上で、リハビリテーション総合実施計画を作成した場合に算定する。